

令和6年2月27日

行政視察活動記録

議会運営委員会
委員長 松原 壯典

年月日	令和6年1月10日 から 令和6年1月11日 まで
場 所 及び目的	鳥取県鳥取市 議会のインターネット中継等と「開かれた議会」の取組について 京都府舞鶴市 議会の災害対応について

年月日	令和6年1月10日（水）
相手方 及び目的	鳥取市議会 視察のテーマ：議会のインターネット中継等と「開かれた議会」の取組について さぬき市議会基本条例に掲げる「開かれた議会」の実現に向けた今後の取組の参考とするため、議会中継に際して、手話通訳や字幕表示を導入した鳥取市議会を行政視察を行った。
内容・ 結果等	<p>視察事項に関する説明を受けた後、議場傍聴席の字幕モニター設備及び中継設備の見学を行った。</p> <p>【鳥取市議会における「開かれた議会」への取組】</p> <p>1 概要 鳥取市議会においては、平成6年3月からCATVで議会中継を開始している。当初は、本会議のうち当初予算の提案説明と毎定例会の一般質問のみであったが、平成26年5月から議会全日程に放送内容を拡充するとともに、インターネットでの中継も開始した。そして、令和4年9月から中継映像に手話通訳を表示、インターネット中継では字幕表示を選択できるようにし、傍聴席には字幕が表示されるモニターを設置している。 このような取組は、議会基本条例に掲げる「開かれた議会」の理念の下にすすめられているものである。</p> <p>2 議会中継に係る業務体制等 (1) 業務体制 鳥取市議会では、手話通訳者の手配などは別にして、その他の業務全般を市の第三セクターであるケーブルテレビ局に委託している。また、インターネット配信に係る業務についても、再委託先の民間事業者が行っているため、市の職員は、生中継の際に1名が中継状況の確認等の補助的な業務を行うのみである。</p>

内容・
結果等

(2) 経費

①中継全般

- ケーブルテレビ中継に係る経費 4,831千円
 - うち制作業務 1,449千円
 - うち放送業務 3,382千円
- インターネット配信に係る経費 2,904千円
 - うちライブ配信 792千円
 - うちVOD配信 792千円
 - うち運用管理 1,320千円
- スマートフォン対応に係る経費 352千円
- 機器運用サポートとデータ作成に係る経費 660千円

②手話・字幕表示に係る運用経費 3,733千円

- うち映像制作・配信関係 1,562千円
(WEB中継506、手話画面528、傍聴席字幕528)
- うち手話通訳配置 2,171千円

③字幕表示に係る導入経費 2,805千円

- うち字幕変換機器 2,420千円
- うち字幕表示用モニター 385千円

3 議会中継等への手話通訳・字幕表示導入の経緯

①新庁舎整備に伴う議場のバリアフリー化（令和元年）

傍聴席にスロープ、車いす用スペース、親子傍聴席を設置、ヒアリンググループ対応、議会中継用にモニター室を整備、手話通訳導入を念頭にスペースを確保

②団体からの要望

- 令和2年10月 … 手話通訳に関する要望
- 令和3年5月18日 … 市議会のテレビ中継に関して手話通訳及び字幕についての要望

③議会改革検討委員会での協議

- 令和3年4月 議長からの諮問
 - 1 会議の公開について
 - 2 テレビ中継への手話通訳の配置等について
- 令和3年12月 委員長から議長への提言
「実現可能なものから着手し、課題が出れば引き続き検討する方向で進めるべき。手話・字幕とも、配置を前提に試行期間を設けて効果を確認することが必要。」

④実施体制の整備

- 令和4年2月議会で試行（関係団体の参加）
 - ・手話通訳付き中継映像を作成、視聴会でヒアリングを実施、
 - ・傍聴席の専用モニターにAI字幕を表示、傍聴者アンケートを実施
 - ・AI字幕付き中継映像を作成、視聴会でヒアリングを実施
- 令和4年6月議会で試行
 - ・手話通訳付き中継映像を作成、ケーブルテレビでの放映を試行
 - ・傍聴席の専用モニターにAI字幕を表示
 - ・AI字幕付き中継映像を作成、市議会ホームページで配信

- 令和4年9月議会から本格導入
 - ・手話通訳付き中継映像を作成、ケーブルテレビで放映
 - ・傍聴席の専用モニターにA I 字幕を表示
 - ・A I 字幕付き中継映像を作成、市議会ホームページで配信

4 課題等

導入に当たって、A I 音声認識システムによる字幕への誤変換や手話通訳の正確性が課題として認識されたが、字幕表示については、多少の誤りはあるものの、聴覚障害者の方々からは、おおむね問題ないとの意見が大勢であった。また、手話通訳については、情報格差の解消を優先して導入の方向性が決定された。

また、手話通訳については、現在、議会の会議ごとに3名の手話通訳者を配置しているが、今後、他の自治体の議会においても実施するところが増えてきた場合には、必要な人数の手話通訳者の確保が課題になると予想される。

【 所 感 】

本市においては、令和元年に制定した「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」において、これらの手段を利用しやすい環境とするための施策の推進を市の責務と定めている。

このことから、さぬき市議会としても「開かれた議会」の実現の手段の一つとして、インターネット中継等と併せて、聴覚障害者や高齢者などにも配慮した取組を進めていく必要がある。

そういった中、鳥取市議会における「実現可能なものから着手し、課題があれば引き続き検討する」との取組の姿勢が、今後の本市議会においても求められるところである。



内容・
結果等

備 考

(参加者) 議会運営委員会委員 8 名、議長、議会事務局 2 名 計 11 名

年月日	令和6年1月11日（木）
相手方及び目的	<p>京都府舞鶴市議会 視察のテーマ：議会の災害対応について</p> <p>近年、全国各地で自然災害が発生し、加えて、新型コロナウイルス感染症のような、市民生活に大きな影響を及ぼす新たな感染症が発生する可能性も否定できない中で、本市議会としても、議会基本条例を改正し、議会の危機管理体制の整備・充実について規定したところである。今後、実際の災害発生時における議会の対応等について取りまとめる際の参考とするため、議会の災害対応について、先進的に取り組んでいる舞鶴市議会の行政視察を行った。</p>
内容・結果等	<p>舞鶴市議会の災害対応について、事前に送付した質問に対する回答も交えながら説明を受け、質疑応答を行った。</p> <p>【舞鶴市議会における災害対応】</p> <p>1 策定の経緯と目的等</p> <p>(1) 策定の経緯</p> <p>「第19期舞鶴市議会活動基本計画」において「市民に開かれた議会」、「議会機能の充実」とともに「効率的・効果的な議会運営」が基本方針として掲げられており、この方針に基づいて、議会における危機管理についての検討が開始された。</p> <p>そのきっかけとなったのは、直接的には、平成25年の定例会中に台風が襲来した際の対応について、反省すべき点があったのではないかという意見が出されたことによる。</p> <p>(2) 策定の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時においても、議会・議員としての役割を果たす。 ○地域における議員に対する期待にも応える。 →議員も地域の一員であり、その中でも地域をリードする役割が期待される。災害時においては、特にそういった役割を果たすことが求められる。 ○執行機関の災害対応を側面から支援する。（邪魔をしない） →地域と執行機関との橋渡しを行うが、自分の地域だけを考えて強く要求するのではなく、市全体の状況に関する情報も踏まえて、執行機関がスムーズに災害対応に当たることができるようにする必要がある。 ○災害時における議会・議員の役割や行動を市民にも理解してもらおう。 →災害時に議員が地元にいないことや、地域の要求がなかなか通らないということについて、なぜそうであるのかということ、 「議会における災害対応」を公表し、周知することで市民に理解してもらいたい。 <p>(3) 運用開始</p> <p>①平成28年10月に「暫定版（風水害、地震・津波災害用）」の運用開始</p>

内容・
結果等

→平成29年10月に、実際に台風災害が発生し、対応に当たったが、課題も確認された。

②平成30年6月から、原子力災害への対応も含めた「正式版」の運用を開始

(4) 構成及び内容

①構成

- ・災害時の対応における基本的な考え方
- ・舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）
- ・舞鶴市議会災害時行動マニュアル（一般災害・震災編）
- ・舞鶴市議会災害時行動マニュアル（原子力災害編）

②内容

災害時における「議会及び議員」、「災害対策・支援本部」に関することのほか、「議員の活動・行動基準」を、「初動期」、「応急期」、「復旧・復興期」に分けて、それぞれ明記している。

(5) 改訂の状況

○令和2年10月 防災訓練の結果を踏まえての改正

「地震発生時の対応マニュアル」を作成し、それに従って避難することを追記

○令和5年10月 実際の災害時の対応を踏まえての改正

舞鶴市議会災害対策・支援本部の開設基準について、市の災害対策本部の設置の有無に関わらず、議長が判断することに変更

○今後の予定

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえて、感染症編の策定を検討

2 訓練

舞鶴市議会においては、災害対応訓練として、「避難訓練」、「情報伝達訓練」、「災害対策・支援本部開催訓練」を実施しており、令和2年と令和3年は、年1回の実施であったが、令和4年9月以降は、阪神淡路大震災が発生した1月17日と、防災の日である9月1日に合わせて、実施している。

また、「情報伝達訓練」については、指針に定める議員の役割を果たすため、「議員がグループウェア等の操作に慣れ、正確に情報伝達・共有ができるレベルを維持できるように」、この両日も含めて、3か月に一度の頻度で実施している。

実際、令和6年1月の能登半島地震の際、舞鶴市にも津波注意報が発令され、沿岸部に避難指示が発令されたが、地域ごとの避難の状況や避難所の様子に関して、グループウェアの掲示板を利用した議員間の情報共有が有効に機能したとのことであった。

3 認識している課題と対応

○情報伝達方法への「慣れ」や、情報の精度の向上

→スマートフォンやタブレットの操作が得意でない議員もいる。

全員がいつでも正確な情報を掲載し、共有できるように、情報伝達訓練を頻繁に実施している。

内容・
結果等

- 庁舎全体の避難行動との連携や、議員と職員との役割分担
→大きな地震が発生した場合など、庁舎外への避難が必要となった際には、議会だけでなく、庁舎内にいる人全員が対象となる。その際、主となるのは職員であり、議員がどこまで役割を担うべきか、来庁者と同じ立場でよいのかといったことを考えていく必要がある。（※令和6年1月17日に庁舎全体の避難訓練を実施）
- 地域の一員、議会の一員としての議員の役割のバランスや周知
→地域で議員が活動することにより安心感や信頼感につながる反面、議会の場でしっかりと役割を果たすことも重要であり、そのバランスをどうとるか。いずれにしても、災害時において議員が果たすべき役割を全議員が十分に認識し、行動していくために、今後も訓練を通じて意識の醸成を図っていく。

【 所 感 】

本市議会においても、今後、災害時における議会及び議員の役割等について、何らかの指針・要領を定めていく必要がある。

その構成、内容が「業務継続計画（BCP）」という形をとるのか、舞鶴市議会のように、議会・議員の対応の指針という形をとるのかについては、今後の議論が必要であるが、いずれにせよ、取りまとめた結果を机上の空論としないためには、継続的な訓練と検証を行うことが重要である。



備 考

(参加者) 議会運営委員会委員 8名、議長、議会事務局 2名 計 11名